

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第40条第1項関係〕 ～ 〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 (省略)</p> <p>〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p>20 (省略)</p> <p>20の2 (国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件)</p> <p>20の3 (関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)</p> <p>20の4 (所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>21 (基金又は基本金に組み入れた財産の譲渡等)</p> <p>〔措令第25条の17第9項関係〕 ～ 〔措置法第40条第2項関係〕 (省略)</p> <p>〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>23の2 (措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」)</p> <p>23の3 (措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」)</p> <p>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕 (省略)</p> <p>〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>25～26 (省略)</p> <p>27 (買換資産及び特定買換資産の範囲)</p> <p>27の2 (所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>28 (譲渡の収入金額による買換資産又は特定買換資産の取得)</p> <p>29～35 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第40条第1項関係〕 ～ 〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 (同左)</p> <p>〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p>20 (同左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>21 (基本金に組み入れた財産の譲渡)</p> <p>〔措令第25条の17第9項関係〕 ～ 〔措置法第40条第2項関係〕 (同左)</p> <p>〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>23の2 (措令第25条の17第15項に規定する「解散の日」)</p> <p>23の3 (措令第25条の17第15項に規定する「合併の日」)</p> <p>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕 (同左)</p> <p>〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>25～26 (同左)</p> <p>27 (買換資産の範囲)</p> <p>(新 設)</p> <p>28 (譲渡の収入金額による買換資産の取得)</p> <p>29～35 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>36 （省略）</p> <p>37 （新設合併の場合の措令第25条の17第<u>21</u>項に定める書類）</p> <p>〔措置法第40条第7項関係〕 ～ 〔措置法第40条第16項関係〕 （省略）</p>	<p>〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>36 （同左）</p> <p>37 （新設合併の場合の措令第25条の17第<u>19</u>項に定める書類）</p> <p>〔措置法第40条第7項関係〕 ～ 〔措置法第40条第16項関係〕 （同左）</p>

改 正 後	改 正 前
〔措置法第40条第1項関係〕	〔措置法第40条第1項関係〕
(実質上法人の所有と認められるもの)	(実質上法人の所有と認められるもの)
4 公益法人等の設立に際し、当該公益法人等に個人が財産を贈与名義により移転させるとともに、当該移転に伴い債務を引き受けさせる形式がとられている場合であっても、次に掲げる要件のすべてを <u>満たすもの</u> と認められるときは、当該財産及び債務は、実質上当初から当該公益法人等に帰属しているものとして取り扱う。したがって、当該財産については、措置法第40条第1項後段に規定する承認の対象とする必要がないことに留意する。	4 公益法人等の設立に際し、当該公益法人等に個人が財産を贈与名義により移転させるとともに、当該移転に伴い債務を引き受けさせる形式がとられている場合であっても、次に掲げる要件のすべてに <u>該当する</u> と認められるときは、当該財産及び債務は、実質上当初から当該公益法人等に帰属しているものとして取り扱う。したがって、当該財産については、措置法第40条第1項後段に規定する承認の対象とする必要がないことに留意する。
(1)	(1)
(2)	(2)
〔措令第25条の17第5項第1号関係〕	〔措令第25条の17第5項第1号関係〕
(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)	(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)
12	12
(1)～(2)	(1)～(2)
(3)	(3)
(注) 1～2	(注) 1～2
3	3
医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号に定める要件（この場合において、同号 <u>ロ</u> の判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）	医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号に定める要件（この場合において、同号 <u>イ</u> の判定に当たっては、介護保険法の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）
参考 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。	参考 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
<u>イ</u> 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えること。	<u>イ</u>、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が
<u>ロ</u>、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が	

改 正 後	改 正 前
<p>金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。) <u>予防疫種 (予防疫種法 (昭和23年法律第68号) 第2条第6項に規定する定期の予防疫種等その他厚生労働大臣が定める予防疫種をいう。)</u>に係る収入金額、助産 (社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額 (1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。) <u>及び介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額 (租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)</u>の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>△</p> <p>三</p> <p>4</p> <p>.</p> <p>参考</p> <p>.</p> <p>イ 社会保険診療 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬 (当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額 (全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。) <u>健康増進法 (平成14年法律第103号) 第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。以下同じ。)</u>に係る収入金額 (当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。) <u>予防疫種法 (昭和23年法律第68号) 第2条第6項に規定する定期の予防疫種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防疫種 (平成29年厚生労働省告示第314号) に定める予防疫種に係る収入金額、助産 (社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)</u>に係る収入金額 (1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を越えるときは、50万円を限度とする。) <u>並びに介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定による保険給付に係る収入金額 (租税特別措置法第26条第2項第4</u></p>	<p>社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。) <u>及び助産 (社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)</u>に係る収入金額 (1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>▽</p> <p>△</p> <p>4</p> <p>.</p> <p>参考</p> <p>.</p> <p>イ 社会保険診療 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬 (当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額 (全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。) <u>及び健康増進法 (平成14年法律第103号) 第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業 (健康診査に係るものに限る。)</u>に係る収入金額 (当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p>

改正後	改正前
<p>号に掲げる保険給付に係る収入金額を除く。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>ロ～ハ</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p><u>（国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件）</u></p> <p>20の2 財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいう。以下同じ。）のうち法人税法別表第1に掲げる法人（以下「特定国立大学法人等」という。）に対するものである場合における措令第25条の17第7項の規定の適用については、同項第2号及び第3号の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等のうち法人税法別表第2に掲げる法人に対するものである場合には、措令第25条の17第7項第1号から第3号までの要件の全てを満たす必要があることに留意する。</p> <p>（注） 上記の国立大学法人等のうち法人税法別表第2に掲げる法人とは、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人理化学研究所をいうことに留意する。</p> <p><u>（関係大臣が財務大臣と協議して定める方法）</u></p> <p>20の3 措令第25条の17第7項第2号イ及びロ(2)に規定する関係大臣が財務大臣と協議して定める方法とは、平成30年3月31日付内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号（以下「告示」という。）に定める次に掲げる要件を満たすことにつき、国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人の所轄庁の証明（以下27の2までにおいて「所轄庁証明」という。）を受けた基金（以下「基金」という。）に組み入れる方法であることに留意する。</p> <p>(1) 基金が、他の経理と区分して整理されていること。</p> <p>(2) 基金が、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げ</p>	<p>ロ～ハ</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る業務又は事業に充てられることが確実であること。</p> <p>(3) <u>基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金（当該収入金をもって取得した資産を含む。）を当該基金に組み入れることとしていること。</u></p> <p><u>(注) 例えば、基金に組み入れた財産が株式である場合において、当該株式から配当金が生じたときは、当該配当金の全額を当該基金に組み入れる必要があることに留意する。</u></p> <p><u>また、当該配当金は、その全額を上記(2)の業務又は事業に充てる必要があるが、当該配当金を受領後、直ちに充てる必要はないことに留意する。</u></p> <p>(4) <u>基金への財産の組入れ、基金に組み入れた財産の運用、基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。</u></p> <p>(5) <u>基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈（以下(5)において「贈与等」という。）をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。）及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後3月以内に、告示別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から5年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。</u></p> <p><u>(所轄庁証明を受ける時期)</u></p> <p><u>20の4 国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人が、措令第25条の17第1項の申請書の提出期限において所轄庁証明について申請中の場合など、当該提出期限までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第7項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(基金又は基本金に組み入れた財産の譲渡等)</u></p> <p>21 措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニにかっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第5項各号に規定する公益法人等の合議制の機関又は理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基金又は基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が措令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ又はニに規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(基本金に組み入れた財産の譲渡)</p> <p>21 措令第25条の17第7項第3号ロ及びハにかっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があつた場合」とは、措規第18条の19第5項又は第6項に規定する公益法人等の理事会が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該公益法人等が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該公益法人等の財政基盤の強化を図るために同条第5項に規定する方法又は経営基盤の強化を図るために同条第6項に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項関係〕</p> <p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)</p> <p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等(措令第25条の17第3項第6号に規定する特定管理方法により管理されているものを除く。以下この項において同じ。)が贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間(当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、当該贈与又は遺贈があった日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定は、次に定める日が当該期間内であるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">・・・・・・・・</p>	<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項関係〕</p> <p>(2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定)</p> <p>23 措置法第40条第2項に規定する財産等が贈与又は遺贈があった日から2年を経過する日までの期間(当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第4項で定める事情があるときは、当該贈与又は遺贈があった日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定は、次に定める日が当該期間内であるかどうかにより行うものとして取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">・・・・・・・・</p>
<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」)</p> <p>23の2 措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」とは、理事会、評議員会、社員総会その他これに準ずる権限を有する議決機関において解散の日を定めたときはその定めた日、解散の日を定めなかったときは当該議決機関における解散の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」)</p> <p>23の3 36((措置法第40条第6項に規定する「合併の日」))の取扱いは、措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>(措令第25条の17第15項に規定する「解散の日」)</p> <p>23の2 措令第25条の17第15項に規定する「解散の日」とは、理事会、評議員会、社員総会その他これに準ずる権限を有する議決機関において解散の日を定めたときはその定めた日、解散の日を定めなかったときは当該議決機関における解散の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>(措令第25条の17第15項に規定する「合併の日」)</p> <p>23の3 36((措置法第40条第6項に規定する「合併の日」))の取扱いは、措令第25条の17第15項に規定する「合併の日」について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>(譲渡の日)</p> <p>25 措置法第40条第5項各号に規定する「譲渡の日」とは、同項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡による当該財産の引渡しの日をいうものとして取り扱う。</p>	<p style="text-align: center;">〔措置法第40条第5項関係〕</p> <p>(譲渡の日)</p> <p>25 措置法第40条第5項に規定する「譲渡の日」とは、同項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡による当該財産の引渡しの日をいうものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定)</p> <p>26 措置法第40条第5項第1号に規定する「贈与又は遺贈を受けた財産」を当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定は、原則として、当該贈与又は遺贈を受けた財産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日から25((譲渡の日))に定める譲渡の日の前日までの期間により行うものとして取り扱う。</p> <p>ただし、上記により、当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供していると判定される場合であっても、当該財産の譲渡に伴い当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなると認められる場合を除いては、措置法第40条第5項第1号の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(買換資産及び特定買換資産の範囲)</p> <p>27 措置法第40条第5項第1号に規定する買換資産及び同項第2号に規定する特定買換資産の範囲から、措令第25条の17第2項に規定する「国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物」が除かれることに留意する。</p> <p>(注) 買換資産又は特定買換資産の取得後に措置法第40条第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しがあった場合であっても、・・・・・・・・。</p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>27の2 国立大学法人等又は公益社団法人若しくは公益財団法人が、措置法第40条第3項の贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の前日において所轄庁証明について申請中の場合など、当該財産の譲渡の日の前日までに所轄庁証明を受けていないときは、同条第5項第2号の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(譲渡の収入金額による買換資産又は特定買換資産の取得)</p> <p>28 8((譲渡の収入金額による代替資産の取得))の取扱いは買換資産又は特定買換資産を取得する場合について準用する。</p>	<p>(公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定)</p> <p>26 措置法第40条第5項に規定する「贈与又は遺贈を受けた財産」を当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているかどうかの判定は、原則として、当該贈与又は遺贈を受けた財産について、23の(1)又は(2)((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供されたかどうかの判定))に定める日から25((譲渡の日))に定める譲渡の日の前日までの期間により行うものとして取り扱う。</p> <p>ただし、上記により、当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供していると判定される場合であっても、当該譲渡に伴い当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該公益法人等の公益目的事業の用に供されなくなると認められる場合を除いては、措置法第40条第5項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(買換資産の範囲)</p> <p>27 措置法第40条第5項に規定する「<u>同項の贈与又は遺贈を受けた財産…(…当該財産と同種の資産(財務省令で定めるものを含む。)、土地及び土地の上に存する権利に限る。)</u>」(以下「<u>買換資産</u>という。))の範囲から、措令第25条の17第2項に規定する「<u>国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物</u>」が除かれることに留意する。</p> <p>(注) 買換資産の取得後に措置法第40条第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しがあった場合であっても、・・・・・・・・。</p> <p>(新設)</p> <p>(譲渡の収入金額による買換資産の取得)</p> <p>28 8((譲渡の収入金額による代替資産の取得))の取扱いは買換資産を取得する場合について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(同種の資産の範囲)</p> <p>29 措置法第40条第5項第1号に規定する「当該財産と同種の資産」とは、例えば、<u>同号</u>に規定する贈与又は遺贈を受けた財産が土地の場合は、・・・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法第40条第5項第1号に規定する贈与又は遺贈を受けた財産が土地で、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措規第18条の19第9項に規定する「公社債及び投資信託の受益権」には、・・・・・・・・。</p> <p>(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類)</p> <p>30 措置法第40条第5項第1号に規定する「当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類」又は同項第2号に規定する「その管理の方法その他の財務省令で定める事項を記載した書類」は、<u>これらの規定の譲渡の日の前日まで</u> (以下「期限内」という。)に同項に規定する公益法人等の納税地の所轄税務署長を經由して国税庁長官に提出しなければならないが、期限内に提出された<u>これらの書類</u>についてその記載内容の不備が軽微なもので速やかに補完されると認められる場合には、同項の<u>規定の適用</u>があるものとして取り扱う。</p> <p>(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)</p> <p>31 買換資産を措置法第40条第5項第1号に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間 (当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第19項に定める事情があるときは、・・・・・・・・)。</p> <p>(注) 当該買換資産が当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供していないと判定される場合には、措置法第40条第3項に規定する「代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた<u>こと</u>」に該当することに留意する。</p> <p>(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>33 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措令第25条の17第19項に規定する「その他当該買換資産を<u>同号</u>の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情」に準用する。</p>	<p>(同種の資産の範囲)</p> <p>29 措置法第40条第5項に規定する「当該財産と同種の資産」とは、例えば、<u>同項</u>に規定する贈与又は遺贈を受けた財産が土地の場合は、・・・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法第40条第5項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産が土地等で、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措規第18条の19第11項に規定する「公社債及び投資信託の受益権」には、・・・・・・・・。</p> <p>(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類)</p> <p>30 措置法第40条第5項に規定する「当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類」は、<u>当該譲渡の日の前日まで</u> (以下「期限内」という。)に同項に規定する公益法人等の納税地の所轄税務署長を經由して国税庁長官に提出しなければならないが、期限内に提出された<u>当該書類</u>についてその記載内容の不備が軽微なもので速やかに補完されると認められる場合には、同項の適用があるものとして取り扱う。</p> <p>(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)</p> <p>31 買換資産を措置法第40条第5項に規定する贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間 (当該期間内に当該贈与又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第18項に定める事情があるときは、・・・・・・・・)。</p> <p>(注) 当該買換資産が当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供していないと判定される場合には、措置法第40条第3項に規定する「代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた<u>場合</u>」に該当することに留意する。</p> <p>(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)</p> <p>33 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措令第25条の17第18項に規定する「その他当該買換資産を<u>同項</u>の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情」に準用する。</p>

改正後	改正前
<p>(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>34 16((承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いは、措置法第40条第5項第1号に規定する「譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類」の提出後に33((買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))に定めるやむを得ない事情が生じた場合に準用する。</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第5項第1号に規定する公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>(代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>35 措置法第40条第5項に規定する公益法人等が措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産を当該公益法人等の公益目的事業の用に直接供している場合には、当該代替資産又は買換資産について措置法第40条第5項の規定の適用がある(同項第1号の規定を適用する場合は、公益目的事業の用に2年以上直接供しているときに限る。)ものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、「譲渡の日」とあるのは「当該代替資産又は買換資産の譲渡の日」と、同項第1号中「当該財産」とあるのは「当該代替資産又は買換資産」と読み替えるものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、25((譲渡の日))から34((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>(新設合併の場合の措令第25条の17第21項に定める書類)</p> <p>37 措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」(以下「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が措置法第40条第6項の規定により、同条第3項に規定する財産等(以下41において「財産等」という。)を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第21項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</p> <p>(注)</p>	<p>(譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合)</p> <p>34 16((承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いは、措置法第40条第5項に規定する「譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類」の提出後に33((買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))に定めるやむを得ない事情が生じた場合に準用する。</p> <p>(注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第5項に規定する公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。</p> <p>(代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>35 措置法第40条第5項に規定する公益法人等が措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産を当該公益法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該代替資産又は買換資産について措置法第40条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、「当該財産」とあるのは「当該代替資産又は買換資産」と、「譲渡の日」とあるのは「当該代替資産又は買換資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、25((譲渡の日))から34((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第6項関係〕</p> <p>(新設合併の場合の措令第25条の17第19項に定める書類)</p> <p>37 措置法第40条第6項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈」(以下「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が措置法第40条第6項の規定により、同条第3項に規定する財産等(以下41において「財産等」という。)を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第19項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により措置法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
〔措置法第40条第8項関係〕	〔措置法第40条第8項関係〕
(公益引継資産が金銭の場合)	(公益引継資産が金銭の場合)
40、当該財産を同項に規定する贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間 (当該期間内に当該引継法人の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措 令第25条の17第19項に定める事情があるときは、.。 (注)	40、当該財産を同項に規定する贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間 (当該期間内に当該引継法人の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措 令第25条の17第18項に定める事情があるときは、.。 (注)
〔措置法第40条第6項から第12項まで共通関係〕	〔措置法第40条第6項から第12項まで共通関係〕
(措置法第40条第6項から第11項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)	(措置法第40条第6項から第11項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類)
44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項 から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までに規定する 財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第21項若 しくは第22項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。	44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項 から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までに規定する 財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第19項若 しくは第20項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。
(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直 接供しているかどうかの判定)	(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直 接供しているかどうかの判定)
45、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定 贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合 として措令第25条の17第19項に定める事情があるときは、.。 (注)1 2、措置法第40条第3項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代 替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。	45、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定 贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合 として措令第25条の17第18項に定める事情があるときは、.。 (注)1 2、措置法第40条第3項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代 替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合」に該当することに留意する。
(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の 用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)	(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の 用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)
47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場 合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規 定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等 に係る財産とみなされる資産について、同条第13項の規定により準用する措令第25条の17第19 項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公	47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場 合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規 定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等 に係る財産とみなされる資産について、同条第13項により準用する措令第25条の17第18項に規 定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的

改 正 後	改 正 前
<p>益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について<u>それぞれ</u>準用する。</p> <p>(注)</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>49 措置法第40条第6項から第11項 <u>(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)</u> までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の同条第5項の規定の適用については、35 <u>((代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用))</u> の取扱いを準用する。</p> <p>(注) 上記の場合、25 <u>((譲渡の日))</u> から34 <u>((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))</u> の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第14項関係〕</p> <p>(特定一般法人等の範囲)</p> <p>50 措置法第40条第14項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第11項 <u>(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)</u> までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第30項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第11項 <u>(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)</u> までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。</p>	<p>事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について準用する。</p> <p>(注)</p> <p>(特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用)</p> <p>49 措置法第40条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該特定贈与等に係る財産とみなされる資産について同条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の公益法人等」及び「当該公益法人等」とあるのは「措置法第40条第6項から第11項 <u>(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)</u> までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人」と、「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」及び「当該財産」とあるのは「同条第6項から第11項 <u>(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)</u> までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産」と、「譲渡の日」とあるのは「同条第6項から第11項 <u>(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)</u> までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。</p> <p>(注) 上記の場合、25 <u>((譲渡の日))</u> から34 <u>((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出後にやむを得ない事情が生じた場合))</u> の取扱いを準用する。</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第14項関係〕</p> <p>(特定一般法人等の範囲)</p> <p>50 措置法第40条第14項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第28項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。</p>